

## 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の廃止に伴う運営規程の取扱いについて

このことについて、平成30年3月31日をもって介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は廃止されることから、当該事業と訪問介護又は通所介護と一体的に運営している場合、運営規程から当該事業に係る規定を削除する必要がありますが、当該運営規程の変更に係る取扱いを下記のとおりとします。

### 記

#### 1 運営規程の変更について

介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る規定については、同事業の廃止日までに、運営規程から削除し掲示してください。

ただし、当該事業の利用者がある間については、当該規定を含めた運営規程を掲示してください。

#### 2 運営規程の変更に係る届出について

運営規程の変更については、変更後10日以内に届出が必要となりますが、当該変更に係る届出については、他の事由による変更届と合わせて提出することができるものとします。（この取り扱いは他の変更事由がない場合に、本来の提出期限である変更後10日以内の提出を妨げるものではありません。）

ただし、この場合において、他の変更事由がない場合であっても、平成30年6月末日までには変更届を提出してください。

#### パターン1

平成30年4月1日から平成30年5月31日までの間に介護予防サービスの削除の他に運営規程の内容を変更する必要がある場合（例：通常の事業の実施地域を変更する場合）

当該変更後10日以内（郵送可）に、当該変更内容と合わせて介護予防サービスの削除に係る変更届を提出する。

#### パターン2

平成30年4月1日から平成30年5月31日までの間に介護予防サービスの削除の他に運営規程の内容を変更する必要がない場合で、従業員の入退職により、運営規程に記載された従業員の員数と実際に勤務する従業員の員数が異なる場合

平成30年6月30日（郵送可）までに、従業員の員数の変更と合わせて介護予防サービスの削除に係る変更届を提出する。

#### パターン3

平成30年4月1日から平成30年5月31日までの間に介護予防サービスの他に運営規程の内容を変更する必要がなく、かつ、運営規程に記載された従業員の員数と実際に勤務する従業員の員数が一致している場合

平成30年6月30日（郵送可）までに、介護予防サービスの削除について変更届を提出する。なお、この場合は、勤務体制一覧も併せて添付してください。